

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）で農業を営んでいた申立人について、平成23年度に作付を断念した大根に係る逸失利益について、同年は前年よりも作付面積を拡大する予定であったことを考慮して、増加耕作地面積を基に算定した事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、以下の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

1 損害項目

- (1) 営業損害（逸失利益）
- (2) 営業損害（追加的費用）
- (3) 弁護士費用

2 期間

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、次の1、2及び3の支払義務があることを認める。

- | | |
|---------------|-----------|
| 1 営業損害（逸失利益） | 130万7310円 |
| 2 営業損害（追加的費用） | 32万3306円 |
| 3 弁護士費用 | 4万8918円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年8月7日

(仲介委員 望月克也)